

プラトン『法律』（その二）

W・イエーガー
村島義彦訳

七四

（三）国家没落の諸原因について

『法律』の第一―二巻に繰り広げられた、教育と国家の精神をめぐる包括的な論議が終わり告げた時点で、当の論及は、まことに唐突に国家創設の問題へと移行した。この移行はしかし、ひとえに様式に従ったにすぎない。というのも、国家組織の土台の構築は、むろん、立法に先立たなくてはならないし、こうした土台の構築は、さらに、これ自体を主導すべき精神のいかにあるべきかを規定しないでは済まないからである。ここでの精神は、およそ国家の創設にあたって、結果的に、その中に刻印されなくてはならない。ドーリア人の国家が、そうした好例を示していた。とはいえドーリア人の国家が依拠する精神は、ここにいる精神から徹底して区別されなくてはならない。創設が指されている新国家も、ドーリア人の国家と同じく、最大規模の教育組織であるべきなのだ、ここでの教育が依拠すべき規範は、しかしながら、あくまでも人間としての総合的な徳、要するに、当人の個性の十全な展開でなくてはならないからである。勇氣というスパルタの徳は、こうした規範の価値序列では首位を占めることなく、ひたすら最終の第四位に甘んじるばかりではない。さらに論が進んでいくと、プラトンが、勇氣という力の理想に代えて、克己や正義の方をあえて強調した本心の程も、いっそう明らかになっていく。それは実に、国家生活の生々しい現実を何ら斟酌

しないで、単に外側から、お堅いモラリストの立場でなされたのではなく、こうした要求はあくまでも、国家の維持と継続を促す諸条件としてかれ自らが思い描く事柄と密接に絡み合っていた。この点はしかし、すぐに立ち戻って論じられるだろう。

ちなみに、国家生活のそもそもの起源とその変遷、さらには、途方もない自然破壊に導かれて繰り返される周期的な文化破壊、これらめぐるプラトンの理論は、かれ自身が、人間の歴史という問題にどれほど徹底して、かつ、どれほど生き生きと係わり合っていたかの実際を披瀝してくれる。プラトンは、われわれが歴史的伝統と名付ける当のものを、昨日や一昨日とそう大差のない時間感覚で捉えて憚らない。というのも、かれが比較に据える対象は、人間という種族の発達が、いまだカタツムリの歩みで進められていたところの、濃いモヤに覆われた、はるかな歴史以前の時代であったからである。この時代には、地表の大氾濫や疫病等々の魔の手から、その都度、ほんの一握りの人びとのみが救い出されて、新しい時代に生き残り、そこで改めてかれらを中心に、徐々に興隆が、最も初歩的な時点から繰り返されたのであった。大地そのものも、いまだ人で覆われていなかったし、人びとは、なおも金属を使用する術を知らず、それゆえ、およそ戦争を知らなかった。戦争自体は、何はともあれ、進展した技術文明の所産であったからである。プラトンが、はるかな原時代としてイメージ

するのは、本質的に平和に満ち溢れた状態であつて、そこでは、いまだ貧しさも豊かさも共に顔を覗かせず、高水準のモラルを維持させている当のものは、善意に溢れた人間の純朴さ以外の何ものでもなかつた。立法家など、およそ必要なのに加えて、あるうことが、書き物すら無かつたのである。こうした状況を確かめる効果的な手立てとしての発掘作業など、プラトンの時代には期待すべくもなかつたから、依拠されたのはあくまでも、文学的な伝承であり、なかんずくホメロスであつた。ここでは、たとえ部分的にもせよ、最も古い詩がもつ、歴史的真相を探り出す源としての価値がはつきりと認められている。かれ自身が、ホメロスの手を借りて描き出すのは、およそ法の類いを欠いたキュクロプスの無法状態から、組織立つた結束と家父長的支配の確立した法治状態へと移行するプロセスに他ならない。より大規模な国家的定住を迎えて、さまざまの部族連盟が合流する中で、それぞれに異なりつつ、当の部族連盟内ではあくまでも妥当な法的慣例の数々を、互いに調整し合う作業が是非とも必要になつてくる。そもそも立法が自らの仕事場と見るのは、ここを措いてない。プラトンは、同時代の歴史家であるエフォロスに倣つて、ヘラクレス一族の帰還を、ホメロスの時代 アカイア人と小アジアに向けたその遠征の時代に結び付けた上で、ペロポネソスの国々の最古の歴史を、こうした帰還と結び合わせるのだった。それというのも、ペロポネソスの国々は、以前のアカイア人の王国が崩れ去つて、ドーリア人が種族移動を始めた末に生み出されたからである。われわれはだから、ひとつたり歴史を回顧したのち、ドーリア人の国家建設と立法行為に立ち会つて、われわれの対話がスタートしたそもその地点に、改めて至り着いたことになるだろう。

ドーリア種族は、かつての栄光と高度の精神的特性という輝きのイメ

ージに加えて、さらに、レウクトラでのスパルタ軍の全滅によつて決定づけられた、その没落の悲劇も背負つたという運命に晒されたが、こうした運命はしかし、プラトンが、前四世紀の四〇年代ないし五〇年代に『法律』を執筆していた当時、ギリシア世界の思慮に溢れた少数者の目には、由々しき問題として深刻な影を投じていた。スパルタ人が敗北を喫したのち、エパミノンダスは、百年の長きにわたる隷属状態からの解放を、広くメッセニア人に呼びかけた。ペロポネソスに勃発した内的分裂に乗じて、敵方を軍事的に壊滅しようと図つたのである。この出来事に際して、ギリシア全土に散らばるドーリアに与する人たちの心に、スパルタ、アルゴス、メッセニアというペロポネソスのドーリア国家が、相互に消耗戦を展開するのでなく、互いに寄り集まつて政治的統一を図つたなら、こうしたギリシアの歴史からそもそも何が生じただろうとか、という問いが大きく燃え上がったにちがいない。ここで、過去のペロポネソスのドーリア種族を相手に繰り返されているのは、プラトンの生きる現在が、ギリシア国家のことごとくに投げ掛けていると思われる問いと、まるで同じであつた。すなわちそれは、当の本質において、過去に向けて逆投射された現在の問題に他ならない。領土獲得のすぐ後に結ばれたヘラクレス一族の三国同盟は、プラトンの手で、ドーリア国家の「基本体制」と名付けられているけれども、こうした同盟を進展させる諸々の条件は、ここには、ほとんど理想的に整備されていた。ヘラクレス一族は、このため、社会革命を志す近代の改革家連中が、臆面もなくプラトンの時代に向けて提案するような、国家を最大の危険に晒してまで新たな領土分割や負債弁済に手を染めるといった、極端な策の数々に耳を貸す必要はさらさらなく、すべてを、それこそ最初から始めたのであつた。というのもかれらは、奪回した領土を、まさしく均等かつ公平に配分する術を心得ていたから、国家そのものを、公正な社会規則に依

拠して構築できたからである。こうした点について、プラトンがどれほど大真面目であるかは、よりのちに、所有すべき土地の割り振りが問題として論じられる際に示されるにちがいない。そこにおいて、現実にお手本に仰がれているのは、ヘラクレス一族とそのペロポネソスへの定住だったからである。それにしても、ドーリアの三王国は、プラトン自身も信じて疑わないように、トロイアを前にしたギリシア人たちとは比較にならない程に強く、しかも団結し、はるかに統率がとれていたにも拘わらず、何が原因で没落したのだろうか。これらの王国は、ギリシアを一つにまとめることも、さらには、世界の支配すら可能であったのに、救いがたい不和のおかげで、共に崩壊していかざるを得なかった。プラトンの歴史的空想の才は、前八世紀と七世紀に生じながらも、かれの時代にはすでに半ば神話化されたこの出来事の内、二度と取り戻しきれない、正銘の悲劇を見たのだった。それは実に、世界史におけるギリシア民族のまことに偉大な、とはいえ逸されたチャンスに他ならなかった。プラトンは、ドーリア人が具える国家建設能力の見事な証拠をスパルタに見たものの、メッセニア人やアルゴス人はしかし、この点で同じ高さを保持してはいなかった。

ドーリア人が没落したそもその原因は、或るスパルタ人が想像したように、勇気の徳や戦争技術に欠けていたからではなく、わけても重要な人間の事柄に対する無教育（アマティア）に由来したのだった。この深刻な無教育こそ、かつて今も、数多くの国家を滅ぼし、プラトンに従うなら、およそ未来にもそうするだろう当のものであった。しかればこの無教育は、そもそも何に基づくのだろうか。このように問い質すわれわれを、プラトンは、教育の本質をめぐる長い論究の末によくやりつかれた、あの事柄にまで連れ戻す。それを簡単にくり返すなら、およそ教育は、欲求と知性の心からの同意をそもその核にもつ、となる

だろうか。先にみた強力無比なドーリア国家は、自らの激しい強欲にのみ従順で、分別に優れた知性には執拗に抵抗したから、つまりは崩壊の道を歩んだのであった。こうして、ドーリア種族の歴史に刻まれた、まことに悲劇的な政治上の失策に目を向けながら、われわれは、そもその対話の出発点に改めて連れ戻されていく。そこで問われていたのが、正しい国家のエートスであり、これ自体は、個々人の魂の健全な構成にひたすら根ざしていたからである。プラトンが、すでに『国家』で繰り広げた、スパルタの国家精神とその教育を相手とした哲学的批判は、『法律』において、その妥当性を大きく裏書きされるにちがいない。ここには、ドーリア種族に固く約束されていたと思われるギリシア人の統括という最高価値をめぐる歴史的競争の場で、あることが、この種族が苦くも嘗めた壊滅的な挫折（と同時代の基準では評される事態）が描かれていたからである。それはあたかも、プラトンが、ドーリアの国家理想をめぐる全生涯に及んだ自らの思想的格闘に、あえてこの箇所最後の決着を試みたかのようなのであった。その決着はしかし、ひたすらに悲劇的であった。とはいえこれ以外に、そもそもどんな決着があったというのか！ プラトン自身は、青年期にはアテナイの野党サークルに属し、その中で、スパルタが文句のない理想として大きく称賛されるのを親しく耳にしていた。成人期を迎えても、スパルタという手本から多くを学ぶ姿勢そのものは、いささかも変わらなかった。この国は当時、外的な力の絶頂にあつて数々の成功を収め、こうした成功を介して、スパルタ崇拜者たちの崇拜行為を文句なく正当化していたのだが、そうした中で、ひとりプラトンのみは、この国の弱点がどこに存するかを予言という形で、すでに『国家』で指摘していた。かれが『法律』を執筆していた時、ここにいう弱点が、全世界の目に広く晒されることになった。プラトンに残されたのは、それゆえ今や、『国家』における「次善

の国」が、つまるところ「最善の国」ではなかったから、すなわち、本当の教育と最善のエートスを欠いていたから、没落の運命を免れなかったのだ、という点の確認のみとなった。スパルタの「王」たちは、知性という本當の指導者に服する代わりに、権力や名誉を求める衝動、すなわち「多くを貪る心（プレオネクシア）」という魂の内なる大衆に従ったのであった。『現実政治に関わる事柄よりは、教育に関わる事柄を優先させるプラトンの基本姿勢は、ここでもまた、国家の外なる姿と内なる本質をめぐる大胆で才気に溢れたアンチテーゼ（反命題）の中に、隠しがたくその顔を覗かせている。国家自体は、少なくとも外的には、特定の人間の手で統一的に導かれていたけれども、内的にはしかし、当人の魂を支配する強欲が幅を効かせた大衆支配制に他ならなかった。これと同じく、プラトンは、すでに『ゴルギアス』でも、大衆の気ままな恣意に牛耳られた形の民主制を、いわゆる僭主独裁制に対比させていた。後者は、当の本質において、前者に限りなく近かったからである。『国家』に依拠して語るなら、統治者の魂の内なる国家の崩壊は、これ自体が、かれの外的な力の崩壊を裏書きしていた。というのも国家は、単なる力に還元されず、常に、それを担う人びとの精神の建造物であったからである。

こうしたわけで、無教育こそは、国家没落の主原因に他ならなかった。そうした無教育は、より具体的には、統治者 単数であろうと複数であろうと 魂における欲求と知性の「響き合い」の欠落を指すだろう。だから、無教育な連中の手から、統括に働きかける力を奪い去らなくてはならない。ところで、広く世の一般が、これこそは典型的な教育の徒だと評価するような人物たち、たとえば、抜け目のない計算家、精神的反応に素早い連中、才気あふれた弁舌家などは、おそらく、こうしたより深い意味での無教育の徒に数え入れられるにちがいない。実

のところプラトンは、ここにみる特性に、これを担う当人の内部で優位を占めているのが、まさしく衝動的な要素であることの確かな兆候を認めているように思われる。こうして問いは、そもそも誰が統治すべきなのか、に収斂していくのである。ここでの問いに、プラトンは、『国家』ではこう答えていた。劣ったものや低いものを統治するのは、常に、優れたものや高いものに課された仕事なのだ、と。かれはしかし、『ゴルギアス』では、これに代わる新たな規定を試みていた。その試みは明らかに、純粹な学問であると同時に、実践的な技術でもある政治学をこのように問う行為こそ、緊急中の緊急事なのだ、という自覚に促されることであつた。もしも政治学を『統治の学』と考えるなら、これ自体はまさに、それに基づいてすべての細目が整えられるべき当の原則を具えていなくてはならない。この原則はしかも、そもそも誰が統治すべきかの問いに、広くかつ妥当で、およそ道理にかなう思考には自明ともいえる仕方、まっとうに答えなくてはならないのである。

プラトンは、『法律』のこの箇所、統治における七つの「公理」を設定し、現実の歴史国家を批判する際にも、また、自らが構想する国家を創設する際にも、共に、くり返しこれを参照している。ところで、「公理」という言葉は、いわゆる法的な意味では「資格」を指していた。ここでもだから、解説者たちは、問われているのが先の事柄である以上、すべからずこの意味に解しているのである。この言葉はしかし、プラトンの晩年には、すでに学問の世界で、われわれに周知のあの意味も兼ね備えるようになった。すなわち、『証明できないけれども、あえて証明の必要はない基本前提』という意味であつて、われわれはこれを、学術的な演繹のプロセスで、わけても数学で頻繁に使用している。というのも当時、この専門用語が初めて登場したのは、アリストテレスの証言に従うなら、まさしく数学の分野だったからである。プラトンが、こうし

た数学を、およそ学問的で哲学的な方法のお手本に仰ぐべく、どれほどの汗を流したかは、誰もがよく知るところにちがいない。そうした汗は、かれの最晩年にわけても激しく、これを目にしたアリストテレスが、プラトンの学園全体がこれ一色に染め上げられていると評したほどであった。^⑥ こうしたわけで、公理という概念が、基本前提の意味に解される事態は、政治学の一般的な基礎付けが問われているこの箇所では、どうしても避けがたいものとなる。この概念はしかも、必然の流れに従って、「資格」という先の意味を少しも締め出さない。^⑦ というのも、「公理」そのものは実に、数学的な語法でも、資格ないしは（そのみで自明な）要求を意味したからである。要するに、そもその法的な意味は、この語の内に、なおも生き続けていたのであった。ところで、「公理」の内に「資格」という意味が含まれることは、基礎となる原則の定数性からも、あえて伺うことができるだろう。プラトンは、個々の原則に（一から七までの）番号を付けて、こうした原則の定数性をはつきりと示唆していた。というのも、番号を付す行為は、ユークリッド幾何学でも見られたように、原則の数の限定をそつと仄めかしていたからである。^⑧ ともあれ、ここにいう七つの原則は、およそ次のようになるだろう。まず第一に、当然ながら、親たる者が子たる者を、第二に、高貴な者が卑俗な者を、第三に、年上の者が年下の者を、第四に、主人たる者が奴隷連中を、第五に、優れた者が劣った者を、第六に、知性と知識を具えた者が無知な連中を、それぞれ支配しなくてはならず、これに加えて、さらに第七の要求として、クジに選ばれた者がクジに外れた者を支配すべし、という民主的タイプの原則が登場してくる。プラトンは、ここではクジを、総じて『法律』全般と同じく、神が下す裁定と把握し、およそ初期対話篇で民主制が批判される際にしばしば見られたように、単なる無意味なカラクリなどと解していないのである。^⑨

さて、右に示された原則に従って、メッセニアとアルゴスの王たちは、当然ながら、その王国を失った。あまりに大きくて手に余る権力が、右にみた要求を実際には何一つ満たしていない一個人の手に集中したからである。^⑩ 『国家』と『政治家たち（ポリティコス）』で用いられる多くの言い回しが、どちらかというところプラトンは、こうした政治生活の型（僭主独裁制）の信奉者という衣を纏わせがちだとするなら、『法律』では、当のかれ自身がはつきりと、ここにいう権力の集中のすべてに強い反対を表明し、こうした集中こそ、権力志向の墮落であり、まさしくプレオネクシア（分を越えた貪欲）に他ならないと説明していた。^⑪ このプレオネクシア（普通の意味に解された限りでの）については、実に、イソクラテスもまた、同じく諸悪の根源と考えていた。スパルタはそして、自らを実例として、プレオネクシアの対極に位置する混合体制こそ、最も長く存続する点を見事に裏書きしていた。というのもこの国では、独裁制そのものが、二人の王を据える独特の仕組みによって、さらには、元老院と監督官を設けることで、厳しく制約されていたからである。^⑫ ギリシア民族は、まさに今日、ペルシア帝国の民のように、お互い同士で、さらにはバルバロイ（異民族）とも混ざり合って無節操に増殖するのでなく、ひたすら純潔を保ち続けているのだが、こうした幸運を、ギリシアの地は、メッセニアやアルゴスにでなく、ひとえにスパルタに感謝しなくてはならない。これこそは、プラトンの見るところ、ペルシア戦争で貴重にも戦い取られた自由の精髓なのである。^⑬ 立法家はだから、いっそう大きくいっそう徹底した権限が一個人の手に集中することなく、まさに、ポリス全体の自由と知性と内的調和をこそ、そもその目標に掲げなくてはならない。^⑭ ペルシアとアテナイはそれぞれ、すべての国家生活に認められる二つの基本要素のうち、あくまでも一方のみを極端に突出させた典型例であった。こうした両要素はしかし、実のところ、

共に欠くことができず、スパルタの価値は、両要素の混合を追い求めて、それゆえ、最も長く存続できた点に求めることができる。プラトンはここで、ペルシア帝国へのかなり長い批判を挿入している。この批判は、当の帝国を創設した真に優れた一握りの人物たち、たとえばキュロスやダレイオスが、息子たちの教育を何ひとつ心得ていなかった、という見解に大きく依拠していた。ペルシアの王子たちの教育は、あるところか、野心に溢れた新興成金の王妃たちの手に委ねられていた。だから、カンピュセスにせよセルクセスにせよ、わずかの間に、偉大な父親が手に入れたすべてを失ったのであった。かれらの父親は、後継者の養成というわけでも重要な課題にまるで無自覚で、これに時間も割かなかった。アイスキュロスの作品に登場するダレイオスは、無様な敗戦のうち、ペルシアの民衆を前に戒めを口にしたのだが、そうした戒めは、プラトンの考えるところ、あまりに遅すぎた。ダレイオスにせよキュロスにせよ、息子たちを教育できなかったのだが、これは実に、かれら自身が、そもそもその教育を身に付けていなかったからである。およそこうした筆使いで、プラトンは、クセノフォンの『キュロス大王の教育（キユロバイディア）』をも同時にほとんど抹殺したのだった。かれ自身は、大國ペルシアの内に、ギリシアがその範に仰ぐべき何ものも見い出さなかったのである。

このようにペルシア批判に紙数を割きつつも、プラトンのより深い関心は、実のところ、祖国のアテナイにあった。かれ自身は、アテナイが、ギリシアの地を解放する仕事に関与していた点を強く称賛しているのだが、こうした称賛はしかし、同じアテナイで発展した過度の自由を、他方でかれが厳しく叱責している姿勢と大きく矛盾するのではないだろうか。だが、プラトンの目に映ったアテナイの歴史は、明るさ一辺倒でも、暗さ一辺倒でもなかった。かれは、この点でも老イソクラテスに近かつ

たのである。というのもイソクラテスは、アテナイの現在を鋭く批判しつつも、ペルシア戦争を戦っていた時代の古きアテナイに対しては、多くの優れた特性の数々を称賛する術を心得ていたからである。プラトンは、アテナイ民主制における初期の英雄時代には、昔ながらの法を畏敬する精神の多くが、今は完全に消滅したものの、なおもその生命を豊かに脈打たせていたのを看取るのだった。ここには、社会機構を内から実際にまとめ合わせる廉恥（アイドス）について叙述されているのだが、その叙述において、かれは、『法律』と同時代に書かれたイソクラテスの『アレオパギティコス』と同じ語調で語っていた。およそ政治教育に携わる者の目から見れば、そこでの主要問題は、実のところ、これ（＝廉恥の心）に焦点づけることができた。だからこそ、プラトンとイソクラテスという大きく異なった二つのタイプの精神が、この点において歩調を同じくできたのである。プラトンは、アテナイ民主制の墮落を、ここにみる教育的立場からもっぱらに眺めている。それは実に、かれ自身が、ペルシア帝国の没落を、そこでの教育の欠落からもっぱらに説明したのと軌を一にしていた。教育的立場から眺めるとこのスタイルは、何はともあれ、アテナイの負の進行を、音楽と詩が衰微して、およそミューズの技に相応しくない無規律へと墮落していく、そもそもその事態から導き出す姿勢の中にはつきりと現われていた。ここに描かれた墮落の光景は、プラトンの最も偉大な歴史認識の一つといえるだろう。これ自体はしかも、アリストテレスのペリパトス（逍遙）学派に受け継がれ、この学派を介してさらに、ヘレニズム期の、そしてまたローマ帝政期の政治学と音楽文学に移植されていたのだった。加えてそれは、音楽教育こそ理想国を内から守る城郭に他ならない、という『国家』の命題を、その細目に互って説明してもいた。

賛歌、哀悼歌、戦勝歌、酒神（ディオニソス）賛歌、ノモス様式と

いった個々のジャンルとその特性をひたすら保持することによって、これまでこの世紀の厳格な音楽的伝承は、長きに亘ってまことに忠実に保持されてきた。群衆が発する口笛や喚き、さらにはその喝采すら、こうした芸術にいささかの影響も及ぼさなかった。この分野に精通した専門家たちは、誰にも邪魔されずに最後まで耳を傾けることができたし、素人の大衆に対しては、幹事の警告棒が、そこでの規律を維持させていた。けれどもその後、時代は移って、詩的な天分に溢れてはいるものの、いわゆる芸術の規範保持について全く判断力を欠いた面々が、ディオニソスの恍惚と純粹な官能性の魔力を味わう自らの才能に訴えて、あることが、酒神賛歌に戦勝歌を、そして賛歌に哀悼歌を混ぜ合わせた。さらには、キトラ伴奏の歌で、フルート音楽に固有の高鳴る効果をあえて真似ようとしたのだった。これらの連中は、ジャンルの壁を曖昧にし、ともあれ官能に歓びを喚起するものはすべてOKなのだと考えた。というのめかれらは、自らの無知によって、音楽の領域に正しいものと虚偽なるものを判別するそもその基準が存在するのを、およそ信じなかったからである。こうした構想に叶うように、同じ性格のテキストも執筆された。結果として、ミュージズの王国に大きな無法が持ち込まれ、群衆は、あることが、広くミュージズの事柄について十分な判断力を具えているのだといった迷妄をかき立てられて、これを、大はしやぎで公表する愚を犯した。かつての劇場の寂とした静けさは大騒ぎに一変し、これまでミュージズの王国を支配してきた高尚さに代わって、無教育な観客連中が堂々と幅を利かせる劇場支配制（テアトロクラティア）が登場した。もしもこれが真正正銘の自由人による民主制であったなら、それはむしろ、完全に秩序整然としていたにちがいない。しかるに今や、それは、まさに無知の無知であって、つまるところ、勝手気ままに他ならなかった。こうした放縦はしかも、自らの図々しさに訴えて、遮二無二突き進

んだのである。プラトンは、内的な結びつきを支える廉恥の心が徐々に衰退していくそもその事態を、こうした自由（＝放縦）が招き寄せる必然の運命だと考えていた。というのも、ここにいう内的な結びつき（ないし廉恥の心）は、そもその最初、自らの本質を極端な放縦に変形した上で、最後には、巨人族に代表される弱肉強食の原始状態への完全な逆戻りにまで変質させたからである。

（四）国家の創設と神の規範・法の前文

探究そのものの出発点は、ドーリア国家とその立法の精神が何なのかという、きわめて歴史的なものであった。プラトンはしかし、ただちに徳と人間をめぐる絶対的な理想を哲学的に要求して、その中で、自らの教育理念を論議し、こうした高次の立場から、スパルタの教育的伝統を批判した。これによって、われわれが期待する新たな国家の創設に向けた道は、縛りのない自由を得たように思われる。とはいえ、歴史的な吟味が新たに流れ込んで、プラトンは、目の前に置かれた具体的課題にすぐさま実践的に取り組むのでなく、そもその国家が、こうした仕方での歴史の中に登場してくるのかを問わざるを得なくなった。国家そのものの歴史的な発展段階に目を向けることで、ドーリア国家の創設という問題が改めて浮上し、この創設はしかも、洋々たる展望にもかかわらず、現実には悲劇的な運命を甘受しなくてはならなかったから、こうした運命が、ドーリアの国家エートスと人間理想への先程の批判から導き出された当の帰結にまで、改めてわれわれを連れ戻すことになった。要するに、歴史的事実が哲学的分析の正しさを裏書きしたわけである。それはまさに、理想国の組織的な構築が、歴史的経過への批判から生み出された当の瞬間であるように思われた。というのもプラトンは、今や、そも

その統治の公理　これをめぐって、ここでの試みはすべて展開されていた　を説明していたからである。けれども、歴史的な地平が新たに、いつそう大きなスケールで開かれて、こうした公理の正しい適用が保証されることになった。ここでの公理は、プラトンの意味に理解するなら、混合体制の理念　かれの目には、これが古いスパルタで実現されていると映った　にまで導いてくれるにちがいない。これに対して、ペルシアとアテナイは、目下の国家形態において、僭主独裁と勝手気ままな自由という極端な逸脱を、それぞれに体現していた。両者は共に、教育の欠落をそもその源に持っていたのである。

さて、『法律』のこの箇所ではじめて、問答相手の一人であるクレタ人のクレイニアスが、新しい植民地に人々を送るというクレタの国家的意向に言及して、アテナイからの客人にこう伝えた。クノッソスの国家は、クレタから植民業務の監督を委ねられ、わたしと他の九名のメンバーに、何とかこの仕事を引き受けてもらえないか、と頼んできたので、と。これと共に、問答自体の中身は実際のな事柄に転換したのだが、哲学者（＝アテナイからの客人）は今や、ポリスの構築に影響を及ぼす立場にあつたから、ここにいう『実際のな事柄』は、実のところ、ポリスの組織に関わる事柄とほとんど同義であつた。というのもクレイニアスは、アテナイからの客人に、あくまでも顧問として当の仕事に関与してほしいと要請したからである。ところで、新たな国家制度を構築する上で必要な規則の数々は、ここでは、技術的な細目に互つてまで詳論されていない。もつとも、そうした規則はすべて、より深い意味では、そもそもその立法が体現してしかるべき教育の理念に関わつて、この理念からきつちりと導き出されていた。さて、構築されるべき国家は、断じて港湾国家であつてはならない、という第一の規則は、言うまでもなく、プラトンの教育的な基本思想に大きく関連していた。アリストテレスは、自ら

の『アテナイ人の国制』において、アテナイ民主制が過激な大衆支配に急進していく憂すべき事態を、アテナイにおける海軍力の増強に原因づけていた。かれ自身は、こうした考えをアテナイ民主派の保守穏健グループから受け継いだのであつたが、そのアテナイ民主派は、プラトンが『法律』を執筆し、アリストテレスが、学園アカデミアで自らの見解を構築していたそもその時代に、第二の海事同盟が衰微したのち、改めてその影響力を確保しようとする画策の汗を流していた。プラトンは、アテナイの海上支配に後ろ向きな姿勢を示し、さらには、混合体制こそ真つ当な体制であると固く信じる点で、アリストテレスや老イソクラテスと大きく軌を一にしていた。イソクラテスもまた、父祖伝来の体制に向けた復帰をひたすら訴える穏健派の針路自体を徹底して信奉する者の一人であつた。アテナイの海軍力の隆昌とアレオパゴスの権威の弱体化は、アリストテレスの手で、アテナイ民主制を劣悪化に導いた主要原因として相互に強く結びつけられていたが、こうした考えそのものも、海上支配の帝国型民主制という、ペリクレス的な国家に対する保守派の批判の一部であつた。もつともこの考えは、さらに古い時代にまで溯られてしかるべきかもしれない。アイスキュロスの『ペルシアの人びと』では、枢密院の保守派の長老メンバーの手で、若い王であるクセルクセスの政策が厳しく批判されているのだが、実は、こうした批判の中に、制海権の拡張を画策し大艦隊を整備する当の方向への貴族たちの強い反感が、すでにその顔を覗かせていた。アイスキュロスが知っていたのは、むしろペルシアではなく、アテナイにおける批判だつたのだが、かれ自身は、人目を引くほど、当の批判に大きな理解を示していた。われわれはしかし、アイスキュロス当人が、実のところ、エレウシス近郊に定住した田舎貴族の一群に属していた事実を忘れてはならない。すでに『ペルシアの人びと』では、バルバロイの命運が、プラタイアの陸戦でようやく終

わりを告げていたのだが、プラトンはしかし、さらに歩を進めて、アテナイの国家的栄光の称号ともいえるサラミスの海戦から決定的な意義を剥奪した。栄えあるヘラスの地を惨めな奴隷化から救ったのは、サラミスにおけるペルシアの海戦力の壊滅でなく、マラトンとプラタイアにおけるペルシアの陸戦力の壊滅だったからである。プラトンの政治的見解は、イソクラテスにもみられたように、自らの教育理想とほとんど切り離すことができない。政治上の見解と教育上の見解がいかに深く繋がっているかは、『法律』のこの箇所、わけてもはっきりと視覚化されているのである。

プラトンは、いわゆる人間が、自分の気に入った法を制定するのでなく、時々状況が、そもそも規定要因となっている点を十分に自覚していた。戦争、経済的貧困、疫病、災厄などを介して、あまねく瓦解と一新はもたらされていたからである。およそ人間の生活を、そしてまた集団的な政治生活をあまねく支配していたのは、実のところ、運命（テュケー）であった。すべてを支配するものとして、まず神がいて、次いで、幸運（テュケー）と好機（カイロス）がいて、さらに第三に、人間の技術がその顔を覗かせた。ここにいう人間の技術、つまるところテクネーは、激しい嵐の中で操船術に相当し、実のところ、得がたい助けをもたらしていた。もしも立法家に、将来のポリスの幸福と関わって最も重要と考えられる必要条件について、その望みが叶えられるとするなら、プラトンは、自らの青写真にふさわしい素材として、迷わず、教育の可能性を秘めた僭主に支配された専制国家を選んだにちがいない。運命は、哲学的精神と政治的権力の一体化という、およそ『国家』で要求されていた理想自体を実現するためにも、プラトンを、偉大な立法家に引き合わせなくてはならない。こつした一体化は、今もなおかれの心中で、自らの理念を実現に導く最も簡単な道だと考えられていたからである。

プラトンは、シラクサの独裁僭主と交わった実体験を介して、こつした僭主が、あるいは称賛と荣誉をアメにし、あるいは叱責と処罰をムチにして、国民全体のエートスを容易に変換できるのを知っていた。何よりも難しくして稀なのは、他でもない、正義と節制に向けた神的な恋情（エロス）が、こつした僭主の内奥に湧き上がることであった。これ自体がいかに難しいかを、プラトンは、その晩年において、以前よりはるかに切実に実感したのだが、にもかかわらず、ここでの必要条件が満たされない限り、最善の国家を実現する道そのものも、単なる絵空事として「神話」に留まるほかはないだろう。国家の体制における残りの様式の数々は、プラトンのとって、いわゆる僭主独裁制の場合と本質の点で異ならず、異なるのは単に、程度の上に過ぎないように思われた。そうした諸々の様式は、すべてが僭主独裁制といってよく、それらを支配している法には、その都度の支配階級の意向があらさまに表明されていた。とはいえ、強者の権利が法であるという点は、言つまでもなく、法の本質に関して語られているのではない。プラトンは、自らの公理を目下の問題にふり向けて、こつした公理から次のように結論していた。眞の法にひたすら服する人間こそ、わけても統治者に任命されて然るべきなのだ、と。

法への従順は、こつした意味で、神への従順といささかも異ならない。ここにいう神は、古い格言に従うなら、万物の始め、その中間、終わりの全行程を意のままに扱う万能の存在であったからである。そうした神を信じない人間は、統率者の地位に就くと、自らも含めてすべての人びとを大いなる破滅に導くにちがいない。神こそは万物の尺度なのである。神は、すべてが汗して目ざすべき当の目標に他ならない。プラトンの国家理想におけるこつした基本思想は、先の『国家』では、「善のイデア」とか、存在と思考の源であるイデア自体に向けた魂の「転換」などの概

念を介して、いささか哲学的に修正されて表明されていたけれども、この『法律』では、何らの粉飾も施されなくて明瞭かつ率直に表明されていた。善のイデアは、まさしく、これ以外のすべてがひたすら従属すべき神なもの、プラトンが捉えた新局面であった。これまでのギリシアの思想家たちは、あるいは「無尽蔵の全一者」、あるいは「活動を司る根源力」、あるいは「世界を形造る精神」などの言葉で、ここにいう神的なものを論述していた。プラトンの場合はしかし、いわゆる倫理的なものや教育的なものからその哲学的考察を発させるから、当の神的なものは、どちらかというところ「規範の中の規範」、あるいは「基準の基準」という姿を纏ったのであった。こゝつした意味で捉えらるるなら、神という概念は、それこそ、あらゆる立法の中心かつ源となつて、立法の方は、こゝつした神の直接の表出として、まさしく、この世における神の顕現となるだろう。神そのものは、自然という宇宙（＝秩序体）の中に顕現して立ち働くように、国家という宇宙の中にも、やはり顕現して立ち働いている。自然と国家という二つの宇宙は、プラトンの見るところ、相互に繋がりが合っていた。なぜなら、前者を支配しているのも、後者と同じく、最高の基準とその調和であつたからである。法律は、こゝつした調和に向けて人間を教育する有効な道具となる。ここにいう「調和に向けて人間を教育する」営みこそ、世にいう「徳（アレテー）」であつて、こゝつした徳の中で、人間は、自らの真の本性に至り着くのである。プラトンの思想は、ここにいう「本性（つまりはピュシス）」という価値に関わる新たな概念に、投錨すべき自らの海底を見出した。魂をめぐる『法律』での説明にも示されているように、世界の支配原理は、プラトンの見るところ、質料とその偶然の作動などでなく、あくまでも魂とその秩序ある作動であつた。上では星の世界から下では植物の生命にいたるまで、あまねくすべてが、こゝつした魂の笏の下に統率されていた。ちなみに、ここにいう魂は、そ

プラトン『法律』(その二)

の内実において、知性で捉えらるる基準と、そつした基準を捉える知性の双方を意味している。このような秩序に貫かれた世界では、単なる人間の思惑や主観的な考えの類いを基準に仰ぐ立場など、自らの市民権を失わざるを得なかつた。プラトンの教育理念と国家理念は、共に、万物の尺度は人間である」というプロタゴラスの著名な教理を裏返したところに、そもそもその足場を置いていた。プラトンは、ここでの「人間に代えて、神を据え、こゝつ語つたからである。万物の尺度は神なのだ」と。これはしかし、ギリシアの詩人や思想家たちの訴える最高の価値基準が、有名な先人たちの言葉を修正する形で表明された、われわれの目にする最初のケースではない。これによつてプラトンは、つまるところ、ポリスと法と神性の三者関係のみを、従来のギリシアの見解に添う形で、改めて確立したのだけれども、神性の概念のみはしかし、ほぼ抜本的に改変されていた。こゝつのも、狭く限定されたポリスの神々に代わつて、そこには、「万物の基準」が座を占めていたからである。ここにいう万物の基準とは、あらゆる徳の原形としての、プラトンのいう「善そのものに他ならない。こゝつして宇宙は、コスモス（＝秩序体）」という自らの名も示すように、目的論的な連関システムとなつて、神は、そつした世界全体の教育者となる。プラトンは、今一つの晩年期の作品として常に『法律』と対置される『テイマイオス』において、永遠のイデアの世界が、神的な創造者（デーミウールゴス）の手で、現象に彩られたこの自然界にどうした仕方で作造られていくかを明示していた。諸々のイデアは、この場合、「世の存在のすべてが内にもつ模範」に他ならない。この世の立法行為を介して、哲学者は、人間共同体という宇宙の創造者となる。こゝつのも、人間共同体という小さな宇宙は、より大きなあの宇宙にピタリとはめ込まれていなくてはならないからである。神の支配は、知性存在としての人間が、神的な摂理（ロゴス）を自覚的に遂行する中で成

八三

就される。こうした意味において、世界全体の教育者という神の称号は、自らの正当性を得るだろう。この称号はしかも、実に、他のいかなる決まり文句にも勝って、プラトンの新たな神意識がもつ内なる出発点とその源を、まことに衝撃的に照らし出していた。エウドクソスの天体研究に従うなら、諸々の星は、十分に考え抜かれたシンプルな数学的規則に基づいた永遠で明らかな秩序の形で、遙かな天空をひたすら運行しているのだが、この認識は、プラトンの見るところ、この上ない重要性を具えていた。というのも、あまねく人間界の立法も、これと同じく、生命ある人間が、いつそう高次の秩序を深く洞察する限りにおいて、当人の勝手気ままな恣意を、いわゆる目標の欠落や方向の欠落から解放し、美しく調和に満ちた方向に導こうと努力の汗を流していたからである。数々の星をちりばめた天空の姿は、そこでの運行を介して、人間の魂にそのまま映し出されていた。人間の魂もまた、自らの内で純粋な思考を運行させていたからである。『法律』の編纂に携わったフィリッポスは、その『法律後記（エピノミス）』において、数学的な天文学という「目に見える神々」の学問を、こうした神々の内に顕在化された、こうした神々の上に君臨する最高の叡知のシンボルとして樹ち立てたけれども、この時のかれは、明らかに、亡くなった師（＝プラトン）の意を体して発言していたといえるだろう。

以上をもつて、神学的な中心も確定したので、プラトンは、いよいよ法自体の詳述に向かった。これこそは実に、かれが、真の立法の何であるかをめぐって、自らの基本見解を開陳した箇所であった。あらゆる立法行為は、つまるところ教育であつて、個々の法は、そのための道具にすぎない。かれの基本見解は、こう要約されるだろうか。こうしてプラトンは、前書きでも詳しく説明されたところの、単に法の条項を作るだけでなく、その序文を介して、人間そのものを正しい行為に導くべし、

というあの要求に至つたのであつた。語るべき重要性はあつても、普通のラコニア的な簡にして要を得た条項様式ではとても述べ尽くせない事項は、まことに数多いからである。条項よりは序文を重視するこの歩みは、基本的に、「お前は してはならない」という命令の形で表明されるところの、純然たる法の支配という段階が、普遍的な原理に従つて考えるところの、まさしく哲学によつて克服されたことを意味している。このような哲学にとつて、法の実質的な中身など、われわれの知性が突き止める法令のそもそもの出発点である道徳規範の中身に比べると、ほとんど取るに足りないものとなる。こうした事実はしかし、哲学的な立法家に、実践上の困難を用意するにちがいない。かれは、ここでこの困難を取り除こうと求めて、いうならば、条項の長い列の間で、途切れなく哲学するだろう。哲学する姿勢は、法自体の分量を途方もなく膨らませ、このように膨らんだ法を、すべてに互つて遺漏なく扱つるには無理があつた。もつとも、プラトンがより重視したのは、そうした法を、あくまでも具体例で示すことで、このために選び出されたのが、いわゆる婚姻法であつた。かれはまず、当の婚姻法を、今日では常套の『誓し』のみに訴える一重の様式で、次いで、説得と強制を結び合わせた独自の新たな二重の様式で根拠づけたから、序文そのものは、当然ながら、本体の法より基本的に長くなつた。ところで、序文における『説得』が依拠していたのは、先の『饗宴』で基礎づけられた、生殖こそは人間という種族を不死に与らせる営みなのだ、という見解であつた。かれは、ここにいう『人間という種族を、一つのまとまりとして、すなわち、あらゆる時代に及んで途切れることのない世代連鎖として捉えていた。こうした意味では、たとえ死んでも、その名は消え去らないで、未長く世の人々の心に刻まれていたい、という願望もまた、つまりは不死を志向していることになるだろう。プラトンは、ここでは、古いギリシアに奉じ

られた功名(クレオス)の理念から出発している。ここにいうクレオスは、ひたすら名前に執着し、個々人の徳も、社会的に妥当な形をまとうとすれば、こうしたクレオスの姿を必要としたのであった。善き名前と善き印象に集約されるクレオスの担い手は、最も狭い意味では、個々の家族であった。ともあれ、こうした意味での不死を放棄するのは、それ自体、どの点から考えても、神的な正しさ(ホシオン・敬虔)に添うものとはいえない。結婚年齢はだから、男性の場合、三〇〜三五歳に固く定められていた。三五歳までに結婚しない者は、年毎に罰金を徴収され、その額はしかも、誰もが、独身生活を謳歌して財を蓄えようなどと、とうてい考えない程に高額でなくてはならなかった。こうした人間は、さらに、ポリスにおいて年少者が年長者に払う敬意からも締め出された。かれの場合、社会的な意味で、いささかも「年長」に値しなかったからである。

プラトンは、いわゆる序文が望ましいのは、どちらの法律であるのかより長い法律の方が、それとも、より短い法律の方が　の判断を、立法家の手に委ねている。そしてかれは、これまでの論究がすべて、あの意味では、序文なのだと言明し、今後のさらなる語り合いも、こうした意識で導かれるものと心得てほしいと切望した。神と両親への義務、そして、双方に払われるべき敬意に言及した序文が、まずもって第一に重要であったが、これに次いで重要なのは、何はともあれ、魂の本質を説明した序文なのだ、とかれ自身は考えた。というのも教育にとって、魂の本質をめぐる説明にまさる重要なものなど、およそ見当たらないからである。こうして、序文にあたる箇所が一応は終了すると、いよいよ本来の立法が登場しなくてはならないけれども、その立法は、新しい国家における諸々の官職と政治的な基本構造についての法令から着手されなくてはならなかった。というのも、諸々の官職を設置して、それ

らに相応しい権限を確定する営みは、これに基づいて任命された役人たちが、政務を執るにあたって依拠すべき個々の法令を作成する営みに、さらに先行していたからである。プラトンはここで、教育の組織化に欠くことのできない論評を、前もって試みていた。すなわちかれは、国家という大きな織物の縦糸と横糸をはっきりと区分したのだった。そして前者は、後者よりも強力でなくてはならない。ここでの縦糸は、支配の地位を約束された人たちを意味し、かれらの徳は、その他の市民たちの徳より大きく抜きん出ていなくてはならない。こうした人たちは、それゆえ、わずかの教育(スミクラ・パイディア)しか持たない市民連中とは、明らかに区分されてしかるべきである。実のところプラトンは、『法律』第十二巻における終章部のほんの少し前の所で、統治者とその教育について語っているのだが、その際に、こうした階級が受けるべきいっそう周到な教育(アクリベステラ・パイディア)の何であるかを述べていた。だから、論評そのものが第五巻に登場したのは、確かに「早すぎる」ようにも思われる。というのもそこでは、何はともあれ、より高い意味の教育も、より低い意味の教育も共に語られないで、全く別の問題が議論されていたからである。とはいえプラトンが、そもそも始めから心に深く留めていたのは、明らかに、教育への問いであった。こうして実に、第七巻のすべてが、教育についての立法に捧げられているのも、十分に納得がいくだろう。第七巻に登場するこうした教育法規は、明らかに、先に予告の形(第五巻七三五A)で語られた「わずかな教育」と同一視されてよい。ここにいうわずかな教育は、未来の国家の君主に向けた教育とは対極に位置する、いわゆる一般市民に向けた教育に他ならない。この作品において、われわれの目下の枠の中心にあるのは、こうした低い意味での初等教育であるのだが、これはしかし、徹底して正当なのである。それにしても、『法律』の魅力はどこにあるのだろうか。それは要

するに、この作品が、ある問題をまことに綿密に扱っていたからであった。ここにいう問題（＝初等教育）は、プラトンの『国家』で、完全に看過されていたばかりでなく、ソフィストの教育運動が開始されて以来、連綿と繰り広げられてきた正しい教育をめぐる論争においても、いまだ真面目に着手された試しがなかったのである。^⑩

注

- ⑩ 『法律』六三〇B三、E一
 ⑪ 『法律』六三〇C八
 ⑫ プラトンの歴史との係わりは、アリストテレスのそれと同じく、長きにわたって、そもそも何を哲学史はそこから学ぶことができるか、という観点からもっぱらに論じられてきた。最近では、G・ロール『歴史に対するプラトンの姿勢』（ヘルリン、一九三二年）と、K・ブルベリス『プラトンにおける歴史の認識』（ハイ・ヒストリカイ・グノーセイス・トゥー・プラトーンウオス）（アテナイ、一九三八年）が、いっそう包括的な観点からこの問題を論じている。プラトンに対するわたしの扱いは、しかし、これらをさらに越えていた。というのも、プラトンの歴史への姿勢を明らかにするにあたり、わたしは、歴史的な事柄へのかれ自身のあからさまな意見表明のみを取り上げるのではなく、さらに、自らの時代とそれが置かれた歴史状況に対するかれ自らの明晰な自覚そのものから、まさしく全体的に、かれの思想とその叙述を理解しようとする努めたからである。ここにみる自覚は、道徳的な世界と政治的な世界がいかなる構造をもつかという問題意識から出発し、それゆえ、ギリシアのポリスのような所与の歴史秩序がたどる、そもそもその老化と衰亡といったリアルな事実と向き合わざるを得ない哲学者（＝プラトン）には、大いに自然なものといえるだろう。
- ⑬ 『法律』六七七D
 ⑭ 『法律』六七七A以下
 ⑮ 『法律』六七八C E
 ⑯ 『法律』六七九A D

- ⑰ 『法律』六八〇A
 ⑱ 『法律』六八〇B以下。プラトンは、もっぱらにホメロスを、古えのイオニア文化を知る有効な情報源として用いているにすぎない。クレタでは、ホメロス自身は、プラトンの時代にもなお、なるほど才気に溢れているが、つまるところ異国の詩人にすぎなかった（『法律』六八〇C四）。古えの詩がもつ、歴史的真相を探り出す源としての価値については、『法律』六八二Aを参照のこと。
- ⑲ 『法律』六八〇E六 六八一C
 ⑳ 『法律』六八二E以下
 ㉑ 『法律』六八二E八 六八三A
 ㉒ スパルタの誇示した力の凋落が、同時代の人びとの政治思想と教育思想に及ぼした影響については、わたしの『バイディア』二四三頁を参照のこと。
- ㉓ 『法律』六八三C八以下。プラトンは、こうした問いを持ち出して、詳しく答えようとするのだが、その際に、これには歴史的な空想力が必要だ、と強く訴えている。かれの試みは、ここでの空想力に訴えた大胆な構想を欠いてはおよそ不可能であった。プラトンは、あくまでも教育的に、構想された過去を目下の状況に對置させようと狙っていたから、そうした狙いは、当の過去の姿に影響しないわけにはいかなかった。とはいえ、ドーリア国家の草創期をめぐるプラトンの議論は、いかなる歴史家にも大きな関心を抱かせるにちがいない。というのも、かれの議論は明らかに、当時の世界が、ひたすらイオニアとアテナイにのみ焦点づけられた歴史像を造り上げるべく、かつてドーリア種族が手にした歴史的チャンスとその精神的な意義を永久に消し去ろうとしていた点を、プラトン自身がはつきりと自覚していた、と証言しているからである。
- ⑳ 『法律』六八四D E
 ㉕ 『法律』六八六B七、六八七A六も参照のこと。
- ㉖ これ自体は、ペロポネソスのドーリア王国をめぐる『法律』第三巻での歴史的な詳論が、そのままに引用されている『法律』第五巻の七三六C五に、新たな国家の創設と関わって登場していた。
- ⑳ 『法律』六八五D

¹²⁸ 『法律』六八七A六 B。プラトンは、ここでは、ヘラクレス一族が帰還してのちのドーリアの諸国家について、まさしくアリストテレスが、『政治学』第七巻七、一三三七b二九 三三三で、当時のギリシア人について広く訴えたのと同じ中身を語っていた。すなわち、ドーリアの諸国家は、もしも国家として一つにまとまっていたなら、世界全体を支配するのにも可能であつたらうに、と。こうした発言には、イソクラテスの唱えた汎ギリシア主義の理念が、隠しようもなく影響していると言わざるを得ない。イソクラテスにとって、ギリシア人の最初のアジア遠征ともいえる「トロイアを相手とした戦争」は、ドーリアの諸国家が一つにまとまる絶好の機会を意味した（イソクラテス『ヘレネ頌』の大詰めを参照のこと）のだが、プラトンはしかし、明らかにイソクラテスの発言と結びつけながら、ドーリア人の遠征が、ペロポネソスを占拠した時、国家として一つにまとまる上で、さらにいっそう有利なチャンスを出していた、と語つたのだつた。

¹²⁹ ドーリアの国家が、もつたいたなくも逃した機会（カイロス）については、『法律』六八七A五を参照のこと。なお、『法律』六八六A七も参考にしなくてはいい。

¹³⁰ 『法律』六九〇D。こうした点へのコメントは、当然ながら、プラトンが『法律』の執筆に励んでいた時期、つまりは、前七世紀以来ずっとスパルタの支配下に置かれていたメッセニアが、国家としての独立を回復したすぐのちの頃には、わけても世の話題をさらっていた。イソクラテスもまた、『アルキダモス』において、スパルタに味方し、メッセニアに敵対する立場から、そうしたコメントを展開していた。

¹³¹ 『法律』六八八D、E、六八九A一、A八、六八九C。プラトンが、あの強大な王国を没落に導いた主たる原因に数え上げた（六八八D）ところの、わけても重要な人間的事柄に対する無教育は、われわれに、『プロタゴラス』三五七D Eを思い出させてくれるだろう。ここでは、「快楽に負ける」行為が、やはり同じく、「最大の無知」に帰せられていたからである。

¹³² 『法律』六八八D

¹³³ 『法律』六四三C八以下、六五三A以下、わけても六五三B五、ここで

は、正しい教育（オルター・パイディア）の果実としての徳（アレテー）が、欲求と知性（ロゴス）の響き合い（シユンポーニア）として定義されている。

¹³⁴ 『法律』六九〇D 六九一A

¹³⁵ 『国家』の執筆が終了して『法律』が書き始められるまでの間に、レウクトラの戦い、マンティネイアの戦い、さらにはスパルタの力の衰退が位置していた。

¹³⁶ 『法律』六八九A B。

¹³⁷ 民主制における大衆の指導者は、『ゴルギアス』四六六Dと四六七Aでは、僭主独裁制と同じ段階に置かれていた。独裁的に統治された国家で、人ひとが、たった一人の支配者の意向にひたすら添わなくてはならないように、アテナイにおける市民のすべてと政治家のすべてが、ひたすらその意向に添わなくてはならない僭主としての大衆は、『ゴルギアス』五一〇C七以下と五一三Aにその顔を覗かせている。

¹³⁸ 『国家』五九一E、五九二B

¹³⁹ 『法律』六八九C D

¹⁴⁰ 『国家』四二二C

¹⁴¹ 『法律』六九〇A「支配し支配される公理（アクシオマタ）には、どのようなものがあり、また、どれほどの数があるのでしょうか」。プラトンは、こうした公理に、絶対の普遍妥当性を要求してやまない。すなわちこの公理は、大小いずれの国家にも、さらには、あらゆる個々の家にも妥当するのである。『法律』六九〇Dと七一四Dにみられる、こうした公理の応用例を参照のこと。

¹⁴² アリストテレス『形而上学』巻三、一〇〇五a二〇

¹⁴³ アリストテレス『形而上学』巻九、九九九a三三、「エウデモス倫理学」巻六、一二二六b四〇、拙著『アリストテレス』一四頁以下も参照のこと。

¹⁴⁴ A・E・テイラー『プラトンの法律』（ロンドン、一九三四年）は、こ

での「アクシオマタ」を、支配し支配される「資格」と訳している。

¹⁴⁵ 『法律』六九〇A C

¹⁴⁶ 『法律』六九〇C

- ①47 『法律』六九一C D
- ①48 『法律』六九一A、六九〇Eも参照のこと。
- ①49 『法律』六九一D八、六九二A
- ①50 『法律』六九二D、六九三A
- ①51 『法律』六九三D E
- ①52 キュロスについては『法律』六九四Aに、ダレイオスについては『法律』六九五C六に、そして、かれら以後はペルシアの地に偉大な王が誕生しなかつた点については『法律』六九五Eに、それぞれ記されている。
- ①53 『法律』六九四E。ペルシアの教育が墮落したのは、他にもない、キュロスの宮廷が女性と宦官の手で大きく牛耳られていたからであった(『法律』六九五A)。
- ①54 『法律』六九五E、六九四Cも参照のこと。
- ①55 『法律』六九四E、六九五A
- ①56 アイスキュロス『ペルシアの人々』七三九以下
- ①57 キュロスは、いかなる正しい教育(オルテー・パイディア)も授けられなかつた。ダレイオスはそして、キュロスが、息子であるカンピュセスの教育に試みた以上のことを、実の息子のクセルクセスに施さなかつた(『法律』六九五D七 E)。相似た教育は、相似た果実をもたらしたわけである(『法律』六九五E)。
- ①58 ペルシア人の教育を大きく称賛した現存の作品が、明らかに、プラトンを示して、こうした話題にこれほど長く留まらせることになつた。この作品の著者は、他にもないクセノフォンであつた。このことは、すでに古代にも広く知られていた(ディオゲネス・ラエルティオス、三四を参照のこと)。クセノフォンは、自らの『キュロス大王の教育』で、ペルシアの訓育を、アテナイにおける訓育の欠落に対比させようと望んだが、これ自体は、タキトウスが、ゲルマニアとローマを対比して、前者の澄んだ光によって、後者における風紀の紊乱と退廃がもつそもその暗さをいつそう先鋭化するように、自らの『ゲルマニア』を執筆したのと、まことによく似ていた。プラトンはそして、政治的な対極に置かれたペルシアとアテナイを相互に比較して、双方が共に、真の教育を欠く、という同じ欠点のゆえに、はじめに没落していかざるを得なかつたのを示

- そうとした。これによって、かれは、自らの批判から、党派的なトゲを抜き去ることができた。わたし個人は、『法律』においてもプラトンが、狩獵をめぐるクセノフォンの作品に、まるつきり同じ批判を試みているのを、『パイディア』一五〇頁に実証しておいたのだが、一般にはおそらく、さらにいつそう話が進められて、スパルタの教育と国制こそは最善なのだ」という命題を相手に、プラトン自身が『法律』において試みた体系的な論争までも、スパルタの制度を大きく賛美したクセノフォンの作品と結び付けるにちがいない。クセノフォンの作品は、前四世紀の五〇年台の初めに登場しているから、この点を考えると、『法律』におけるプラトンの取り組みは、基本的に、最晩年の一〇年間に配置されざるを得ないだろう。
- ①59 『法律』六九八A九
- ①60 『法律』六九八B、六九九A
- ①61 『法律』七〇〇A
- ①62 こうした関係にあつたから、プラトンは『法律』六九九Aにおいて、イソクラテスに直接の文学的賛辞を送っている。この箇所ではかれは、イソクラテス『パネギリコス』の言い回しをそのままに借りて、アテナイへの遠征を意図したクセルクセスの軍備を叙述していたからである。ここでのプラトンの言い回し「アトス岬に運河が穿たれ、ヘレスポントスに橋が架けられた」を、イソクラテス『パネギリコス』八九、九〇「ヘレスポントスに架橋され、アトス岬に運河が掘られた」と比較してもらいたい。
- ①63 古きアテナイにおける廉恥の心(アイドス)については、『法律』六九八B五、六と六九九C四を参照のこと。
- ①64 イソクラテスとのこうした相関は、先にも示したように、これ以外の兆標によつても感知されるにちがいない。イソクラテスの『アレオパギティコス』が、もしも同盟間の戦争(「ペロポネソス戦争」)が終わつてのち初めて書かれたのでなく、先に『パイディア』一七三頁に実証しておいたように、すでに前三五七年には書かれていたとするなら、この作品は、プラトンが『法律』において激しい論争を挑んだ(先の注①58)を参照のこと(クセノフォンの作品(「キュロパイディア」とほぼ時期を同じ

くすることになるだろう。これらはすべて、当の時期を、前四世紀の五〇年代のはじめに特定するのである。

①⑥ 『法律』七〇〇A七以下

①⑥⑥ プラトンは、ギリシア音楽の発展を眺めるにあたり、徹底して、教育の立場にわが身を置いていた。よりのちの音楽理論家なら、こうした觀念から解き放たれて、音楽の発展そのものを、純粹に芸術的な立場から眺められるにちがいない。人はおそらく、こう想像するであろうが、さにあらず、『音楽について』と題された偽プラタルコス作品は、まさしく完全に、『ここでのプラトンの観念に支配されていた。音楽自体の歴史的な発展は、偽プラタルコスの二七章に従うなら、音楽に具わるそもそもの教育的性格（パイデウティコス・トゥロポス）から出発して、常に、いつそう劇場向きの音楽（テアトリケー・ムーサ）を目ざしつつ、ついに、ここに完全にその腰を落ち着ける、といった形をとるだろう。プラトンは、再三にわたり、この点への証人として召喚されているのだが、偽プラタルコスはしかし、自らの見解を、直接にプラトンから引き出したのではなかった。もっと詳しく吟味するなら、偽プラタルコスは、こうした音楽史の流れを、ペリパトス学派の音楽史家であったアリストクセノスから借りていた、という点が明かされるにちがいない。偽プラタルコスは、アリストクセノス『音楽について』（一五章）と、さらには『ハルモニカ』の歴史的な部分（一六章）を引用しているのだが、当のアリストクセノスは、『音楽について』の第二巻で、プラトンが展開した『音楽のエートス』論を扱っていた（一七章を参照のこと）。

①⑥⑦ 『国家』四二四C。守護者たちは、どこかそのあたりに見張所を建てなくてはならないようだね。つまり音楽のなかに

①⑥⑧ 『法律』七〇〇A九 B

①⑥⑨ 『法律』七〇〇C

①⑦⑦ 『法律』七〇〇D。音楽がもつ規範価値については、『法律』七〇〇D四「ミューズの定めた正しきや法規については無知にひとしい詩人たち」を参照のこと。ここでの「グノーメー」は、テオグニス 六〇でも「規範」を意味していた。

①⑦① 『法律』七〇〇E

①⑦② 『法律』七〇〇E四

①⑦③ 『法律』七〇一A

①⑦④ 『法律』七〇一B C

①⑦⑤ 『法律』第一巻

①⑦⑥ 『法律』第三巻

①⑦⑦ 『法律』六九〇A C

①⑦⑧ 『法律』六九二A

①⑦⑨ 『法律』六九三D 七〇一B

①⑧⑦ 『法律』七〇二B C。この箇所ですぐ前で、アテナイからの客人は、長つたらしい歴史的な論議を介するという「回り道」があえて選ばれたのは、そもそもどうした狙いからなのか、と設問していたが、こうした論議は、言うまでもなく、最善の国家をチエックする作業自体を準備するものであった。これはそして、クレタ人のクレイニアスに、計画されている植民地の創設について語る「この上ない口実」を与えてくれた。

①⑧⑧ 『法律』七〇四B

①⑧⑨ アリストテレス『アテナイ人の国制』C、二七、一

①⑧⑩ われわれが手にするこれを扱った主要文献は、イソクラテスの『アレオパギティコス』である。わたしの『パイディア』の「権威と自由」章の一七〇頁以下と、そこに引用されたわたしの論文「イソクラテスの『アレオパギティコス』の制作年代とアテナイの反対運動」を参照のこと。

①⑧⑪ イソクラテスは、こうした論をのちに詳しく『パナテナイコス』で根拠づけた。とはいえ、プラトンの方は、混合体制の理想（『法律』六九二A）がスパルタで体现されているのを目にしたけれども、イソクラテスの方は、こうした体制を、すでに『アレオパギティコス』でも仰ぐべき手本として誉め称えた「古きアテナイ」に移したのだった。

①⑧⑫ アリストテレス『アテナイ人の国制』C、二七、一

①⑧⑬ アイスキュロス『ペルシアの人びと』一〇三一一―三を参照のこと。ところで、海軍力とその壊滅こそは、ペルシアの貴族たちのコロス（合唱団）が、常に、若い王であるクセルクセスが採った愚鈍な策を咎めて大いに嘆く、そもそもの箇所全体を貫ぬく基本のモチーフであった。

187 『アイスキュロス』ペルシアの人びと』八〇〇以下

188 『法律』七〇七B C

189 『法律』七〇九A

190 『法律』七〇九B C

191 『法律』七〇九E六 七一〇B

192 『法律』七一〇C七 D。『国家』四七三Dと、『第七書簡』三二六Aも参照のこと。

193 『法律』七一A六で、プラトンは、唯一人の僭主の手で支配された国家（「シユラクサ」）に個人的に触れたそもその体験を、（アテナイからの客人の口を借りて）あからさまな証拠として提示している。こうした僭主が、民衆の見解を変更させる上でどれほどの力をもつかは、『法律』七一Bを参照のこと。

194 『法律』七一D以下

195 『法律』七二A

196 『法律』七二E一〇 七二E二。なお、この世のいすこでも、およそ法は、国家を統治する階級の利益となるように作られているという、『国家』第一巻におけるトラシユマコス説を思い出させてくれる、『法律』七一四Bと、強者の権利を擁護する（ピンダロスを引用しての）カリクレス説が明らかに仄めかされている。『法律』七一五Aも参照のこと。こうした偏りを免れた貴重な例外として、プラトンが認めているのは、あくまでもスバルタの政治様式のみであった。これ自体は、王制と貴族制と民主制の混合体であって、そこにみられる監督官の組織は、一種の専制的要素をすら含んでいた（『法律』七二D E）。『法律』六九一D 六九二Aにおけるスバルタの混合体制をめぐる全く類似の詳論（先の注¹⁷⁸）を参照し、も参照のこと。

197 『法律』における国家では、いかなる集団も、すべての権力を独占することなど許されない（七一五B C）。国家の統治者は、あくまでも法の召使いでなくてはならないのである。

198 『法律』七一五E七

199 『法律』七一六A五 B

200 『法律』七一六Cと七一七A

201 プラトンは『ティマイオス』において、当時の自然学の知識を援用しつつ、感覚で捉えうる世界とその秩序を、厳密には、このように解釈していた。かれの自然哲学は、こうして、『国家』と『法律』という偉大な政治的作品でも報告されているように、かれ自身の教育と国家論の欠くべからざる背景をなしていた。われわれがもし、『ティマイオス』とかその他の作品を、プラトンの教育を表示したグループから締め出すなら、これ自体は、それこそ遺漏以外の何ものでもない。こうした区分けを、当のわたしが可能とみているなどと誤解されないためにも、この点はこので、わけても強調しておかなくてはならない。とはいえ、『パイデア』は、当然ながら、プラトンの世界観のすべての局面を、同じ詳しさでなぞ扱えない。教育の問題と直接に関わる作品のみが、おのずと、その前景に引き出される他はないのである。

202 神の道は、いかなる時も自然に適合（カタ・ビュシシ）している（『法律』七一六A）。徳とは、まさに自然に適合した状態なのだ、という『国家』での説明を参照のこと。スピノザが用いた「神もしくは自然（デウス・シベ・ナトゥラ）」という言い回しでは、神が自然と等置され、しかもこうした自然から理解されているのだが、プラトンでも同じく、とはいえず逆転して、真なる自然が、やはり神的なものに対比されている。ここにいう「神的なもの」は、感覚で捉えうる世界が、それを目ざしつつも、ついに至ることのできない善自体を意味している。

203 これについては、『法律』第五巻の冒頭部分と、わけても第一〇巻を参照のこと。第一〇巻では、プラトンの神学が、魂そのものと、それが肉体といかなる関係にあるかを論じた教説を基本の土台として、その上に構築されていたからである。

204 『法律』七一六Cにおける当の本文は、プラトンが、自らの定義を介して、「万物の尺度は人間」というプロタゴラスの有名な文言をわれわれに思い出させた上で、自らの最高原理を、あらゆる相対主義と鋭く対立させているのを、何よりも証明しているにちがいない。「かくして神こそが、（一般に語られているように）個々の人間などに遥かに勝って、われわれにはわけても、およそ万物の尺度でなくてはならない」。神こそは、それを目ざして大いに汗が流される（ストカゼスタイ）べき、そもその目の

標(テロス)という意味での「尺度」なのである(『法律』七一七Aを参照のこと)。これ自体は、『国家』と『ゴルギアス』を思い出させるにちがいない。そこでは、あらゆる人間的努力の目ざすところが、善ないしは「善それ自体」だ、と教えられていたからである。『法律』における神が、『国家』第六巻における「善のイデア(イデア・トゥー・アガトゥー)」と本質的に同じであるのは、プラトンが、これまでの諸作品で、守護者(ス・コ波斯)について描写していた事柄のすべてと結びつけるなら、おおよそ言を待たないだろう。プラトンにおいては、イデアこそがまさしく、実在の中でも最高の実在であって、かくして善のイデアは、そもそも善の等級において、この世のいかなるものよりも、いっそう高次でいっそう強力となる。われわれとしては、この点を深く銘記しておくなくてはならない。

②05 『法律』八九七B「魂は、万物を正しいもの、幸福なものへと導くことになる」

②06 『ティマイオス』における「世界創造の御業」を見事に解説したこの文句は、『テアイテトス』一七六Eでも目にされるだろう。

②07 すでに『法律』六四三A七で、つまりは、教育の本質をめぐる最初の議論が展開された第一巻で早くも、プラトンは、つまるところ教育は「神」にまで導いていかななくてはならない、と語っていた。神こそは、あまねく教育が目ざすべき最高かつ不動のゴールであった。『法律』六四五A Bに従うなら、立法家は、まさしく、神的な人間であって、自らの内に真の摂理(ロゴス)を法として定める。そして、このように定められた法は、あくまでも神が、人間という自らの玩具を操作する効果的な紐に他ならない。

②08 これを根拠づけるために、『法律』第一〇巻と第二二巻で、プラトンの神学は多大の労を払ったのだった。

②09 『ティマイオス』三七A

②10 「目に見える神々」という言い回しは、『エピノミス』九八四D五に、また天文学を、きわめて数学的な学問として捉える発想は、同じく『エピノミス』九九〇A以下に顔を覗かせている。

プラトン『法律』(その二)

②11 『法律』七一八B C

②12 プラトンは、法の条項とその哲学的な理由づけの併走を強く要求して、これを「二重のスピーチ」と命名した。『法律』七一八B C、七一九E以下、七二〇E六 八を参照のこと。

②13 婚姻法における一重の様式は、『法律』七二二A B三に、そして二重の様式(説得(ペイトー)と強制(アナクター)の結合)は、『法律』七三二B六 D六に見られる。

②14 『法律』七二二C

②15 『パイテア』一卷六九頁、三一頁以下も参照のこと。

②16 『法律』七二二C

②17 『法律』七二二D。これが意味するのは、他でもない、当人は、プラトンの第三の公理(『法律』六九〇A七を参照)に従って、年長者なら、年少者に向けて当然に行使できるはずの権威を、いささかも行使できないことなのである。

②18 『法律』七三三C D

②19 『法律』七三二D

②20 『法律』七二二E五

②21 『法律』七二四A。ソクラテスが伝えるメッセージの核心ともいうべき魂の教説は、当然ながら、『法律』第五巻の冒頭にその顔を覗かせている。第四巻の最後の箇所は、法の序文と教育の密接な繋がりを改めて強調していたからである。実のところ、従来の意味での法は、もしもそれが本当に、あらゆる真の教育の目ざすところだと、『法律』六四三Eに了解された。完全な市民(テロス・ポリテース)の徳に向けて多くの市民を教育すべきだとするなら、とうてい満足のいくものではない。そもそも法の追加して、各々の規定細目にまで深く浸透させなくてはならないもの、それは、一言でまとめるなら、ソクラテスの精神を描いてない。

②22 立法全体への一般的な序文が終了した時点(『法律』七三四E)で、次には、実際の法令が登場してこなくてはならない。プラトンはここで、『法律』七三五A)、国制における要素(エイデー・ポリテイアス)として、官職の設置と、こうした官職の就任者がそれに依拠して国家を統括すべき

そもその法令の作成を、あくまでも区分している。とはいえ、官職の設置については、土地と耕地の分配をめぐる詳細な論議が、ともあれ間にはまり込んでいる(『法律』七三五B)こともあって、『法律』第六巻の冒頭ではじめて手がつけられているにすぎない。この『法律』の構成で、どこか未完の箇所があるとすれば、それは、重要なこの箇所を描いてないのである。なるほど、土地の分配をめぐる論議は、前四世紀の社会改革家たちの思索を大いに揺り動かした問題であったから、土地の管理を司る官職の設置に先んじて扱われた方が、はるかに妥当ではあったにちがいない。それでもしかし、読者は、当のプラトンが、官職の設置に移行しようとする(『法律』七三五A五、六の文言を書いた時、これ自体を、この箇所に挿入しようとは考えていたのだ、といった印象は受けないのである。イボ・ブランドス『プラトンの法律』一八九頁以下は、大いに問題を孕んだ『法律』七三四E六、七三五A四を、プラトンの初期草稿における脱線の断片と捉えていた。

②23 『法律』七三四E六、七三五A四

②24 『法律』九六五B。しかるに、プラトンが『法律』六七〇Eで、大衆(プレイトス)に向けた教育よりも「いっそう周到な教育」という名で理解していた当のものは、明らかに、ここで考えられている「統治者に向けたより高次の教育」とはいささかの関係もない。「いっそう周到な教育」は、『法律』第二巻のこの箇所(『六七〇E』)では、いまだ、第十二巻に登場する「いっそう周到な教育」を、第五巻七三五Aに登場する「わずかの教育」からはっきりと区分する、そもその概念的意味を鮮明にしていなかったからである。

②25 『法律』においてプラトンが、初等教育と高等教育をあくまでも同等に扱おうとしていたなど、およそ考えがたい。『法律』における統治者の教育は、もしもプラトンが、これ自体をもっと詳しく描いていたなら、おそらく、『国家』における哲人統治者の教育と本質的には区分できなかつただろう。

(本学文学部教授)